

第9次中野区交通安全計画(案)パブリック・コメント実施結果について

第9次中野区交通安全計画(案)について、パブリック・コメント手続きを実施したので、その実施結果を報告する。

1 公表及び意見募集期間

平成24年2月8日（水）から平成24年2月29日（水）まで

2 提出方法別意見提出者数

提出方法	人（団体）数
電子メール	0
ファクシミリ	0
郵送等	2
窓 口	0

3 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

(1)項目1 計画全体について（2件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	現行の5年という計画期間は、社会情勢の変化が速くなっているのもっと短縮できないか。	本計画は、国や都の計画と整合性を図るため、これらの計画期間と同じ5年間としている。 なお、本計画をもとに、様々な社会情勢の変化にも適切に対応できるよう、柔軟に取り組んでいく。
2	高齢者等の定義付けが必要ではないか。	本計画では、「子どもは幼児、園児、小学生、中学生」、「若年層は中学校卒業後から25歳未満」、「高齢者は65歳以上」と規定している。

(2)項目2 講じようとする施策について (3 件)

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	区民が安心して暮らせるように、生活道路への自動車の進入による危険な状況を改善してほしい。	幹線道路等の交通渋滞を避けた通過車両が狭い道路に集中し、学童の通学等へ危険を及ぼしている箇所については、通行禁止規制や一方通行規制等により安全の確保に取り組んでいく。
2	取締りと違反者への処罰を適切に行い、その有効性を強調する必要がある。	違反者への指導取締りの強化については、交通ルールの遵守やマナーの啓発と併せて、取り組んでいく。
3	自転車の安全利用推進のため、自転車の並進への対応についても明記すべきだ。	自転車運転の際の並進については、道路交通法で禁止されており、本計画では危険、迷惑走行の一つとして、街頭での指導強化に取り組んでいく。

4 提出された意見により修正した箇所とその理由
なし

5 今後の予定

(1) 中野区交通安全対策協議会で協議

平成24年3月21日

(2) 計画決定

平成24年3月下旬

(3) 区報・ホームページで周知

平成24年4月